

著者は、ビルマプロパーの専門家ではないが、現地にも滞在した経験をもち、資料の選択のしかたをみても、すぐれたモノグラファーであることが知られよう。Buddhism の扱い方の当否は批評すべくもないが、政治史に関する記述は、部分的に断定を急いだ箇所もあるが、いたって正確である。

すべてが手がたく堅実な点、そのわりに論理が明快である点、好ましい本である。(矢野 暢)

Judith Djamour. *The Muslim Matrimonial Court in Singapore*. London: The Athlone Press, University of London, 1966. 189 p.

著者 Djamour 女史は、シンガポールのマレー人家族の研究を続けてきた人で、本書に先立って、1959年に、*Malay Kinship and Marriage in Singapore* を出版した。そのとき、彼女の学問的関心を強くひいたのが、マレー人のきわめて高い離婚傾向であった。

本書は、彼女がロンドン=コーネル・プロジェクトによる資金を得て、1963年にシンガポールのイスラム法廷を拠点として行なった調査の報告である。

1957年の Muslims Ordinance 第12条3項における離婚に際する夫妻の同意の確認の規定、および1960年におけるその強化の方向への改正を背景として、シンガポールのイスラム法廷の機能はきわめて増大したが、Djamour の調査は、ちょうどその油ののりはじめた時期に行なわれた。

本書は、次のような構成をとっている。

Introduction

1. General Background
2. Ta'alik
3. Fasah
4. Khula
5. Talak, or 'Ordinary' Repudiation
6. Rojo
7. Discussion

Conclusion

General Background においては、マレー人を主体とし、インド・パキスタン人、アラブ人等からなるシンガポールのイスラム教徒の民族的構成、離婚手続き、イスラム法廷の機能などが、簡単に紹介されている。

2の Ta'alik から5の Talak に至る4つの章では、それぞれの見出しによって表現されるイスラム法に基づく各種の離婚について、法廷での見聞や記録によって、具体的なデータが示され、これが本書の中心的部分を形成する。Ta'alik とは、結婚契約書に記載された条件にもとづいて、夫が妻の生計を一定期間みなかったり、あるいは一定期間留守をした場合に、妻から請求される離婚、Fasah とは、性的不能、精神障害などの場合に法廷の判決によって得られる離婚、Khula とは、妻の申し出に対して夫が同意することによって成立する離婚、Talak とは、夫が 'talak' という言葉を用いて一方的に宣言する形式をとるイスラム教徒における最も一般的な離婚である。

6の Rojo は、イスラム法にもとづく、待婚期間(iddah)内における離婚とりけしを扱っている。

7の Discussion では、イスラム教徒の離婚をとりまく若干の問題が論議されるが、最も興味深いのは、1959年以降の離婚率のきわめて顕著な低下である。Djamour は、この理由として、次の5つを挙げている。

- (1) イスラム法廷における調停への努力。
- (2) 夫妻の同意のない離婚が認められにくくなったこと。
- (3) 寡婦や離別した女にとって、妻のある男を離婚させて、自分と結婚させることが困難になったので、主な努力を、拘束されていない男にむけるようになったこと。
- (4) 以前は、シンガポールの Kathi が、女性からの離婚請求を容易に認める傾向があったので、マラヤから女達がやって来たといわれること。
- (5) 以前においては、夫が貧乏になったり、失業した場合、妻の離婚請求がおこり易かったが、現在では、社会扶助制度の発達により、このようなケースが少なくなったこと。

これらの理由の多くは、いうまでもなく、シンガポールのイスラム法廷の機能の変化に伴うものである。

以上のように、本書は、理論的にはみるべきものが余りないとしても、変動期にあるイスラム教徒の離婚を扱った具体的な資料として、きわめて重要である。

(坪内 良博)

A. Tanaka, S. A. Navasero, C. V. Garcia,